

議会受付番号	文書質問第 19 号
質問者	渡邊 昌一郎議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 19 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

鎌倉市に関する告発・告訴において、「嫌疑不十分」と結果が出た場合の処置について

2 質問の理由

「不起訴」の理由には「嫌疑なし」、「嫌疑不十分」、「起訴猶予」の 3 つの種類がある。「嫌疑不十分」の場合、証拠資料が起訴には不十分であるとされるが、公的機関の場合「嫌疑」を放置しておくわけにはいかない。役所の自己責任、説明責任があると考え。捜査機関の捜査とは別に調査すべきと考えるが、役所の考え方はいかがか。

3 答弁

告訴・告発した事案に対して検察庁が「嫌疑不十分」と判断したことについては、捜査権限を有する捜査機関が捜査を行った結果であり、市としてもこの結果を受け止めます。「嫌疑不十分」の結果が出た以上、市として独自に調査を行うことはありません。